平成18事業年度決算における剰余金の取扱いについて

筑波大学理事·副学長(財務担当) 泉 紳一郎

本学は、平成19年12月28日付けで文部科学大臣より、平成18 事業年度決算における当期総利益20億5,295万円のうち12億4, 385万円が、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法 人通則法第44条第3項に規定する剰余金として承認されました。

これを受けて、当期総利益のうち8億910万円を積立金とし、今回 承認された剰余金を目的積立金として整理しました。

また、目的積立金は、平成18年1月26日開催の役員会の決定方針に従い、「教育研究環境等整備積立金」6億6,621万円と「病院再開発・運営改善等積立金」5億7,764万円とに区分しました。

(参照:別紙 利益の処分に関する書類)

これらは全て目的積立金のまま翌年度以降に繰り越し、本学の教育研究や将来の病院再開発等に充てることとします。

本学としては、今回承認された目的積立金を有効に活用するとともに、教育研究の充実・発展のため、自立的・戦略的な運営の実現を目指し、より一層の財政上の見直しや外部資金の獲得等に向けて努力してまいります。

利益の処分に関する書類

(平成20年2月28日)

(単位:円)

I 当期未処分利益 2,052,953,040

当期総利益 2,052,953,040

Ⅱ 利益処分額

積立金 809,107,886

国立大学法人法第35条において準用する独立行政 法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承 認を受けた額

教育研究環境等整備積立金 666,205,896

病院再開発・運営改善等積立金 577,639,258 1,243,845,154 2,052,953,040